

## 親元就農促進支援事業実施要領

### (目的)

第1条 本県農業は、農家数の減少、農業従事者の高齢化の進行など多くの課題を抱えており、果樹など本県を代表する農作物の産地を維持・発展させていくためには、農家子弟の親元就農により確実に経営継承を進めていくことが不可欠である。しかし、親元就農の推進に当たっては、就農後の収入低下など経済的な不安が課題となっている。

そこで、親元就農者を確保するため、三親等以内の親族が経営する県内の農業経営体に就農した新規の農家子弟に対して支援し、経済的な不安を解消することを目的として親元就農促進支援事業（以下「本事業」という。）を実施する。

### (事業内容)

第2条 三親等以内の親族が経営する県内の農業経営体に就農した農家子弟で将来的な経営継承や規模拡大に取り組む者（以下、「交付対象者」という。）に対して市町村が補助する場合、県が市町村に対して助成する。

### (交付主体)

第3条 本事業の交付主体は、市町村とする。

### (交付要件等)

第4条 市町村は、交付対象者及びその就農先の農業経営体が以下の全ての要件を満たす場合、交付対象者に対し予算の範囲内で補助金を交付する。

#### 1 就農先の農業経営体の要件

次の（１）～（３）のいずれかに該当すること。

（１）就農先の農業経営体の経営主（以下、「経営主」という。）が農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者（以下「認定農業者」という。）であること。

（２）経営主が地域計画のうち目標地図（農業経営基盤強化促進法第19条第3項に規定する地図をいう。）に位置付けられている、もしくは位置づけられることが確実と見込まれる又は人・農地プランに中心経営体として位置づけられている者であること。

（３）交付対象者が経営を継承し認定農業者になることが確実と認められる者であること（既に認定されている場合を含む。）。

#### 2 経営主の要件

経営主の世帯において、農業に従事する者一人当たりの前年の農業所得が400万円以下であること。

#### 3 交付対象者の要件

（１）就農時の年齢が50歳未満の者であること。

（２）経営主の三親等以内の親族であること。ただし、経営主が配偶者であり、その経営

- に従事する場合は、個別に交付の妥当性を判断することとする。
- (3) 第7条の1の事業計画を作成し、市町村長の認定を受けていること。
  - (4) 従事する農業経営体の所得、売上、付加価値額（収入総額から費用総額を控除した額に人件費を加算した額）又は経営面積のいずれかを交付後5年以内に現状より5%以上増加させること。
  - (5) 事業計画の承認申請時において、前年の本人及び配偶者（同居又は生計を一にする別居の配偶者が該当する。）の合計の所得が600万円以下であること。
  - (6) 事業計画の申請時において、経営主と家族経営協定を締結していること。
  - (7) 事業計画の申請時において、経営主が経営する農業経営体に就農した日（就農した日については、家族経営協定の締結日、又は青色事業専従者となった日（青色申告申請日）で確認する。以下、「就農日」という。）から1年を超えていないこと。
  - (8) 新規就農者育成総合対策のうち、就農準備資金及び経営開始資金の交付対象とならないこと。
  - (9) 国、県、市町村等が実施する同様の事業による補助金、交付金その他の給付金を受けていないこと。
  - (10) 目標年度までの年間の農業従事日数が225日（1,800時間）以上であること。

#### （交付金額）

第5条 交付主体が交付する金額は、交付対象者が従事する農業経営体の所得、売上、付加価値額又は経営面積のいずれかを交付後5年以内に現状より5%以上増加させる場合は1人あたり50万円、10%以上増加させる場合は1人あたり100万円とする。

#### （補助金返還の条件）

第6条 次に掲げる要件に該当する場合、交付対象者は補助金を返還しなければならない。ただし、2に該当する場合であって、病気や災害等のやむを得ない事情として交付主体が認めたときは、この限りでない。

- 1 虚偽の申請等を行った場合は補助金の全額を返還する。
- 2 就農日から5年間営農を継続しなかった場合にあつては、交付済みの補助金の総額に、営農を継続しなかった期間（月単位）を5年間（60箇月）で除した値を乗じた額を返還する。ただし、第7条の4の（3）の手続を行い、就農を中断した日から原則1年以内に就農再開し、就農中断期間と同期間更に就農継続した者を除く。

#### （交付対象者の手続）

第7条 交付対象者の手続は、以下のとおりとする。

##### 1 事業計画の承認申請

補助金の交付を受けようとする者は、事業計画承認申請書（様式第1号）を作成し、交付主体に提出する。承認申請は原則として、就農日から1年以内に行うものとする。

## 2 事業計画の変更申請

事業計画の承認を受けた者は、事業計画の内容を変更しようとするときは、1の承認申請に準じて、速やかに変更申請をしなければならない。ただし、追加の設備投資を要しない程度の経営面積の拡大や品目ごとの経営面積の変更など、目標達成に影響のない軽微な変更の場合はこの限りでない。

## 3 交付申請

1の承認を受けた者は、交付申請書を作成し、交付主体に補助金の交付を申請する。交付申請は原則として、就農日から1年以内に行うものとする。

## 4 就農状況報告等

### (1) 就農状況報告

交付対象者は、就農日から5年間((3)の手続を行い、就農を中断した場合は、就農中断期間を除いて5年間とする。以下同じ。)、毎年度、当該年度における就農状況を就農状況報告(様式第3号)により翌年度の4月末日までに交付主体に提出するものとする。ただし、初回の報告対象期間は就農日から交付年度の3月末日までとし、最終の報告対象期間は就農日から起算して5年を経過する年度の3月末日までとする。

### (2) 住所等変更報告

交付対象者は、就農日から5年以内に氏名、居住地や電話番号等を変更した場合は、変更後1箇月以内に住所等変更届(様式第4号)を交付主体に提出する。

### (3) 就農中断報告

交付対象者は、就農日から5年以内にやむを得ない理由により就農を中断する場合は、中断後1箇月以内に交付主体に就農中断届(様式第5号)を提出する。なお、就農中断期間は就農を中断した日から原則1年以内とし、就農を再開する場合は就農再開届(様式第6号)を提出する。

### (4) 離農報告

交付対象者は、就農日から5年以内に農業経営を中止し、離農した場合は、離農後1箇月以内に離農届(様式第7号)を交付主体に提出する。

## 5 返還免除

交付対象者は、第6条の病気や災害等のやむを得ない事情に該当する場合は返還免除申請書(様式第8号)を交付主体に提出する。

## 6 申請窓口

(1) 農業経営主が主として営農する市町村が申請の窓口となり、交付することを基本とする。

(2) 農業経営主が主として営農する市町村と交付対象者が居住する市町村が異なる場合は、両市町村で調整の上、居住する市町村から交付することができる。

(交付主体の手続)

第8条 交付主体の手続きは、以下のとおりとする。

### 1 事業計画作成への助言及び指導

交付主体は、補助金の交付を受けようとする者が事業計画を作成するに当たっては、当該者に対し、農務事務所等の関係機関と協力して、事業計画の妥当性及び目標達成の実現性の観点から、必要な助言及び指導を行うものとする。

## 2 事業計画の承認

交付主体は、補助金交付を受けようとする者から事業計画の承認申請があった場合には、事業計画の内容について審査する。

審査の結果、第4条の要件を満たし、補助金を交付して就農を支援する必要があると認めた場合は、予算の範囲内で事業計画を承認し、審査結果通知書（様式第2号）により、審査の結果を申請した者に通知する。

なお、審査に当たっては、交付主体に加え、農務事務所等の関係機関による面接等の実施により行うものとする。

## 3 事業計画の変更の承認

交付主体は、事業計画の変更申請があった場合は、2の手続に準じて、承認する。

## 4 補助金の交付

補助金の交付申請を受けた交付主体は、申請の内容が適当であると認めた場合は補助金を交付する。

## 5 就農状況の確認

第7条の4の(1)の就農状況報告を受けた交付主体は、同様式により就農状況を確認する。なお、必要に応じて現地確認を行うとともに、目標達成に向けて経営改善等が必要な場合は、農務事務所等と連携して適切な助言及び指導を行うものとする。

## 6 返還免除

交付主体は、交付対象者から提出された返還免除申請の申請内容が第6条のやむを得ない事情として妥当と認められる場合は補助金の返還を免除することができる。返還の免除が認められる場合、市町村は返還免除通知書（様式第9号）により、交付対象者に通知する。

## 7 交付対象者情報の共有

県及び交付主体は交付対象者の情報を共有することにより、フォローアップに活用するとともに、交付状況の確認、重複や虚偽申請の確認のために利用するものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は別に定める。

## 附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。